参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年11月18日

大阪航空局長　梅澤　大輔

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

1. 当該招請の主旨

本件は、大分空港及び鹿児島空港のMISE用通信I/F 装置製造及び設置に伴い、関連する監視制御情報共有装置(MISE)へ送信するデータ量の制限を変更するため、MISE 用ネットワーク接続装置の設定変更を行うものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該装置の製造業者であり、本業務を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している法人等(以下「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争による発注方式に移行する予定である。

2. 業務概要

(1) 業　務　名 大分空港外1空港ネットワーク接続機器設定変更作業

(2) 業 務 内 容　本件は、大分空港及び鹿児島空港のMISE用通信I/F 装置製造及び設置に伴い、関連する監視制御情報共有装置(MISE)へ送信するデータ量の制限を変更するため、MISE 用ネットワーク接続装置の設定変更を行うものである。

(3) 履 行 期 間 契約締結日の翌平日 から 令和9年3月19日 まで

3. 業務目的

本件は、大分空港及び鹿児島空港のMISE用通信I/F 装置製造及び設置に伴い、関連する監視制御情報共有装置(MISE)へ送信するデータ量の制限を変更するため、MISE 用ネットワーク接続装置の設定変更を行うものである。

4. 応募要件

(1)基本的要件

[1]予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

[2]予決令第71条の規定に該当しない者であること。

[3]大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付　空経第386号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

[4]労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。)

[5]労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

[6]参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

［7］警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）本作業に必要となる技術等に関する要件

本作業にあたって、「大分空港外1空港ネットワーク接続機器設定変更作業」仕様書の内容を理解しており、作業項目毎に内容と注意事項を明記できること。

（3）業務実施体制に関する要件

［1］契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

［2］実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。

（4）その他の大阪航空局長が必要と認める要件

本作業をするために必要な、当該装置の製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることができること。詳細は公募説明書による。

5．手続等

（1） 担当部局

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号大手前合同庁舎

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

(TEL)06-6937-2708 (MAIL)cab-osakakeiyaku@ki.mlit.go.jp

（2） 説明書の交付期間及び方法

令和8年11月18日 から 令和8年12月8日

交付方法は（1）に問い合わせること。

（3） 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年12月9日 午後2時まで （1）に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

6．その他

（1） 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

（3） 令和07・08・09年度国土交通省（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までには公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

（4） 詳細は説明書による。